

第1章 計画の概要

1

計画策定の趣旨

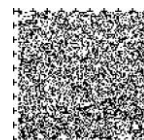
国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指すために、平成14年12月に「新障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）を、また県では、障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域づくりを基本目標として、平成21年3月に「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような中、本市においては、平成9年3月に「第一次宇部市障害者福祉計画」を、また平成15年4月には「第二次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成15年度～平成22年度）を策定し、「[リハビリテーション](#)^{※1}」と「[ノーマライゼーション](#)^{※2}」の理念を基本に、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携の下、様々な障害者施策を推進してきました。

その間、平成17年には「[発達障害者支援法](#)^{※3}」、平成18年には「[障害者自立支援法](#)^{※4}」及び「[バリアフリー新法](#)^{※5}」が施行されるなど、障害者を取り巻く様々な環境や制度が変化してきており、それらの変化に対応した新たな計画の策定が必要となっています。

今回の計画策定は、計画最終年度を迎えた現行計画の見直しを機に、こうした障害者を取り巻く様々な環境や制度の変化などを踏まえつつ、市の最上位計画である「宇部市総合計画」の部門別計画として、また、本市の障害者施策を推進する上での総合的な推進指針として策定するものです。

文中の※印のついた言葉は、用語解説（資料編）に用語の意味を掲載しております。



計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）や県の「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）との整合性を踏まえ策定します。

なお、本市では障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成19年4月に「宇部市障害福祉計画」（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）を策定しており、宇部市障害者福祉計画では「宇部市障害福祉計画」を、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の位置づけ

障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第9条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。

「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画（根拠法：障害者自立支援法第88条第1項）

障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

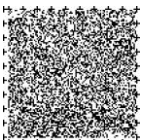
障害者福祉計画の「施策分野3 福祉・生活支援の充実」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量や地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、市総合計画の前・中期実行計画の計画期間（平成22年度～平成29年度）との整合性を図り、平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正などを踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとします。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害^{※6}のある人並びに障害のある児童とします。



障害者をめぐる法制度の動向

平成15年に「措置制度^{※7}」を廃止して「支援費制度^{※8}」を導入した後、平成18年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、現在、国においては、「障害者自立支援法」に代わる新たな法律を制定するために検討が進められています。

〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
H15		・「措置制度」から「支援費制度」への移行
H16	障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者週間の設置 ・障害者計画の策定義務化
H17	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー ^{※9} 化の推進
	障害者雇用促進法 ^{※10} の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する雇用対策の強化 ・在宅就業障害者に対する支援
H19	学校教育法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD)^{※11}や、注意欠陥多動性障害(AD/HD)^{※12}などへの支援
H21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障害者に関する制度の改革をはじめ、障害者施策の推進について検討するため、内閣に設置



第2章 本市の障害者の状況

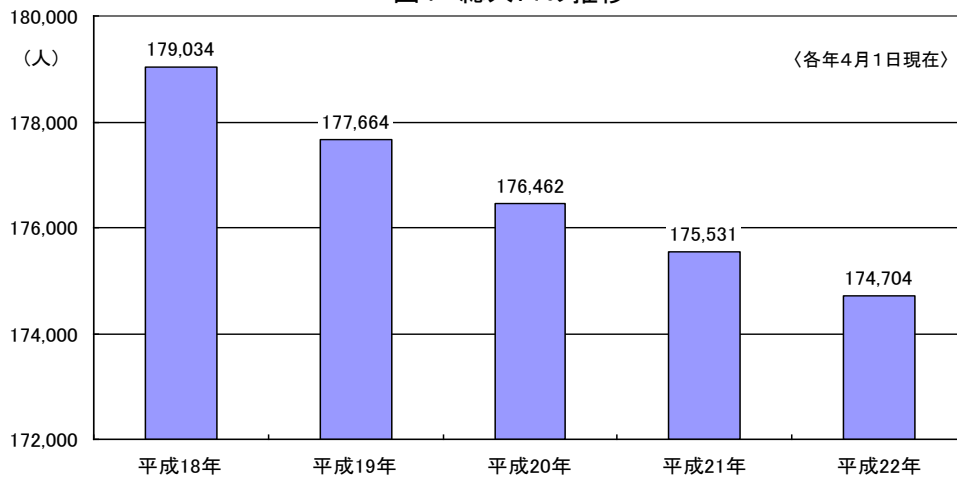
1

人口・世帯数の状況

(1) 人口の推移

平成18年の本市の総人口は179,034人、平成22年の総人口は174,704人です。平成18年と平成22年を比較すると、総人口ベースで4,330人減っており、2.4%の減少となっています。

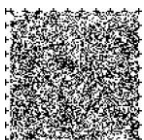
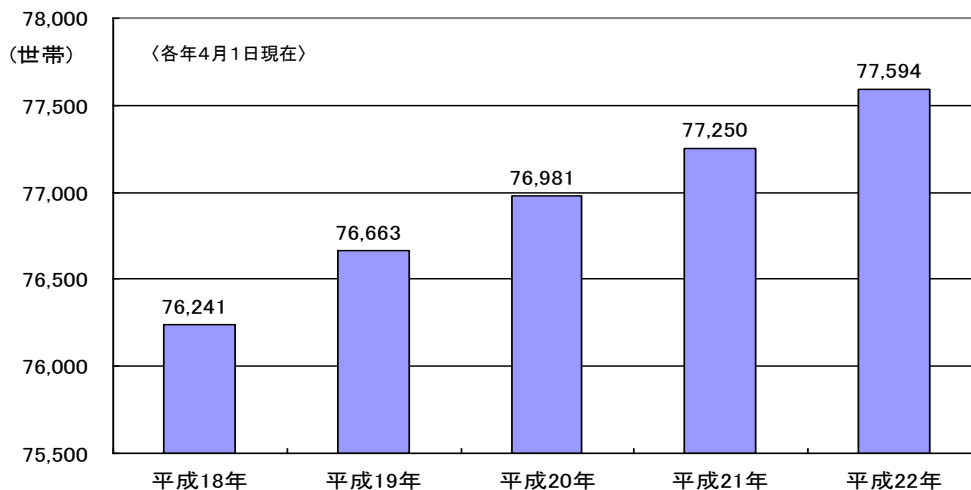
図1 総人口の推移



(2) 世帯数の推移

平成18年の本市の世帯数は76,241世帯、平成22年の世帯数は77,594世帯です。平成18年と平成22年を比較すると、1,353世帯増えており、1.8%増加しています。一世帯あたりの人員は平成18年では約2.35人、平成22年では約2.25人です。

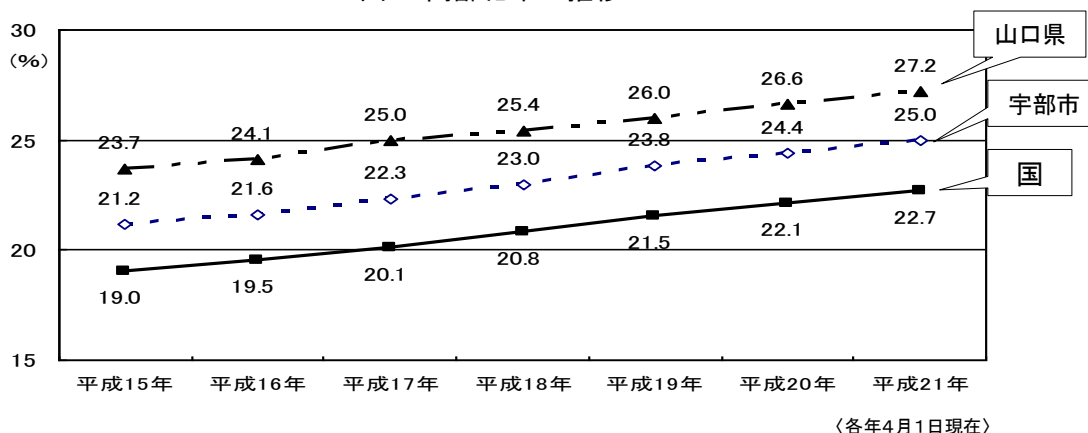
図2 世帯数の推移



(3) 高齢化の推移

高齢化率は毎年上昇しており、平成21年では、平成15年と比べると、3.8ポイント上昇しています。

図3 高齢化率の推移



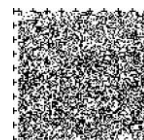
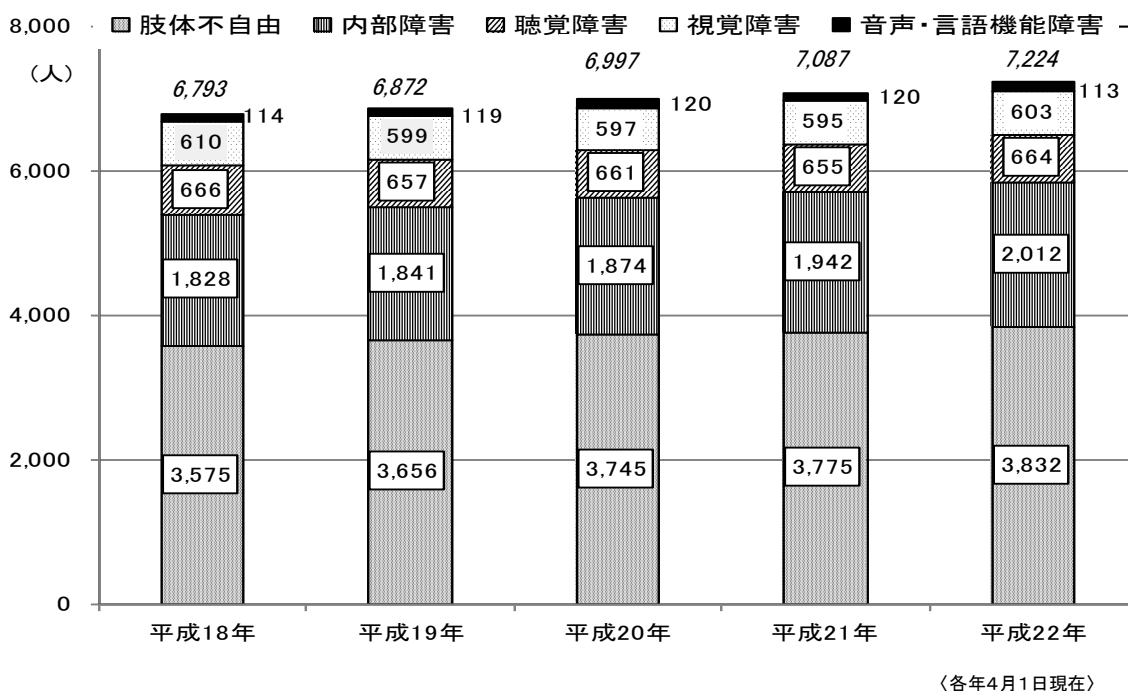
2

身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成22年4月1日現在では7,224人と、平成18年の約1.1倍に増えています。

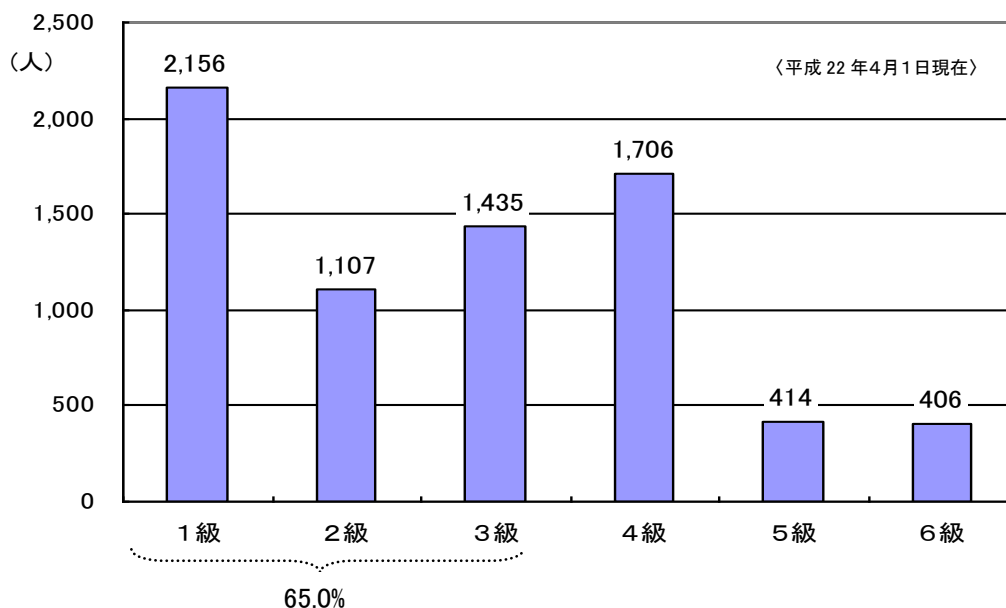
平成22年における障害種別の内訳は、肢体不自由が3,832人(53.0%)と最も多く、次いで内部障害^{※13}の2,012人(27.9%)となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

図4 身体障害者手帳所持者の推移



障害の程度を平成 22 年で見ると、1 級から 3 級の手帳所持者が全体の 65.0%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

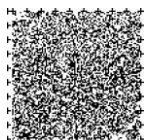
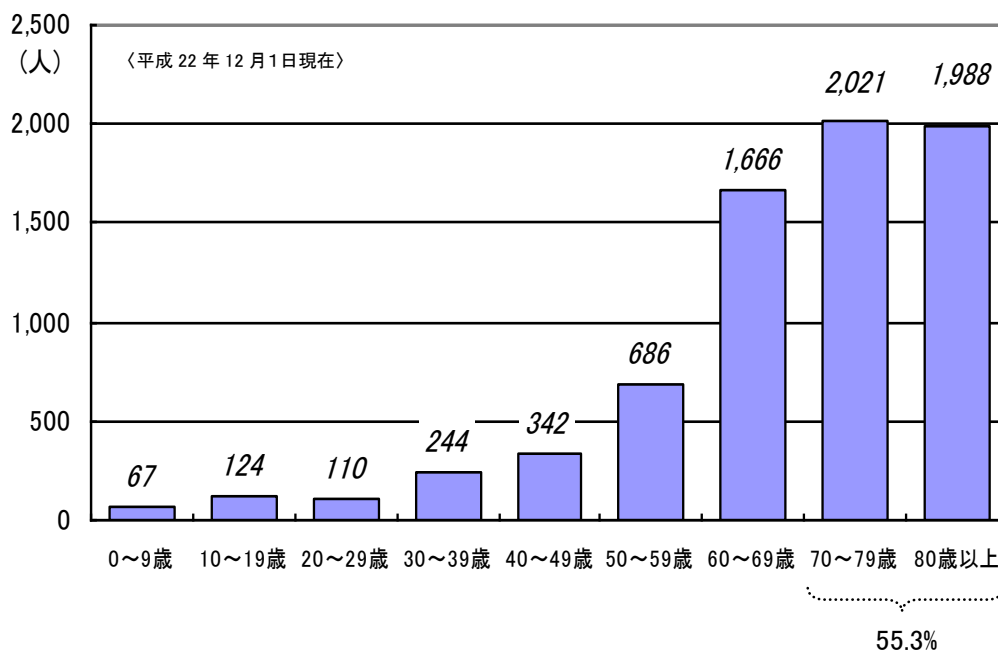
図5 身体障害者の障害程度の状況



また、年齢別内訳を見ると、70 歳以上の手帳所持者が全体の 55.3%を占めており、身体障害者においては高齢化が進んでいます。

高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者数が更に増加することが見込まれます。

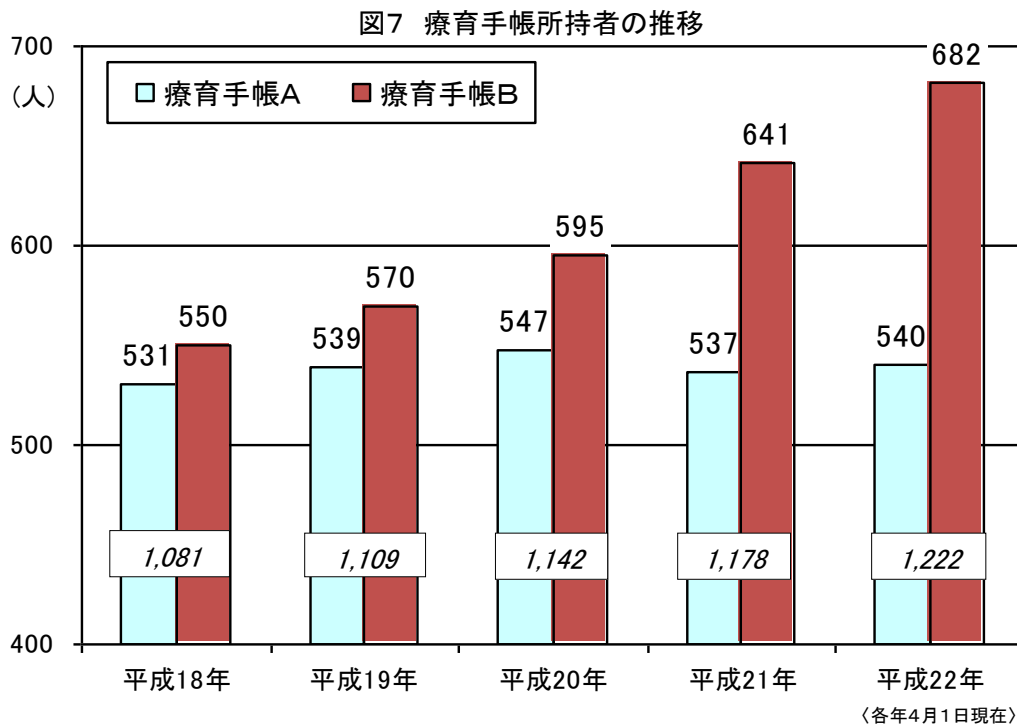
図6 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳推移



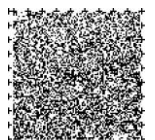
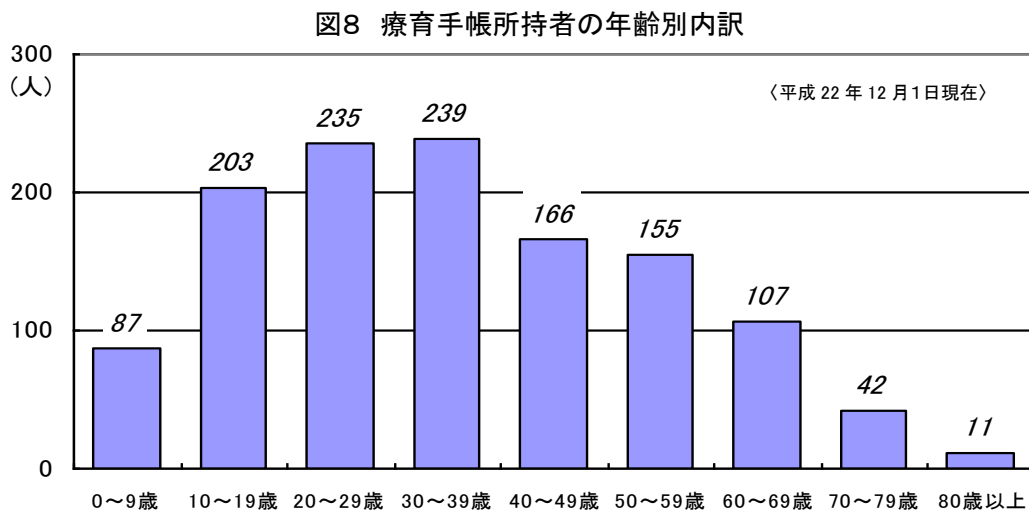
知的障害者の状況

療育手帳^{療育手帳}^{※14}所持者数は、平成22年4月1日現在で1,222人と、平成18年の約1.1倍になっており、年々増加傾向にあります。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成22年で682人と、手帳所持者の約55.8%を占めています。



また、年齢別の内訳では、20～39歳が全体の38.1%を占めており、20歳未満では23.3%、70歳以上は4.3%となっています。

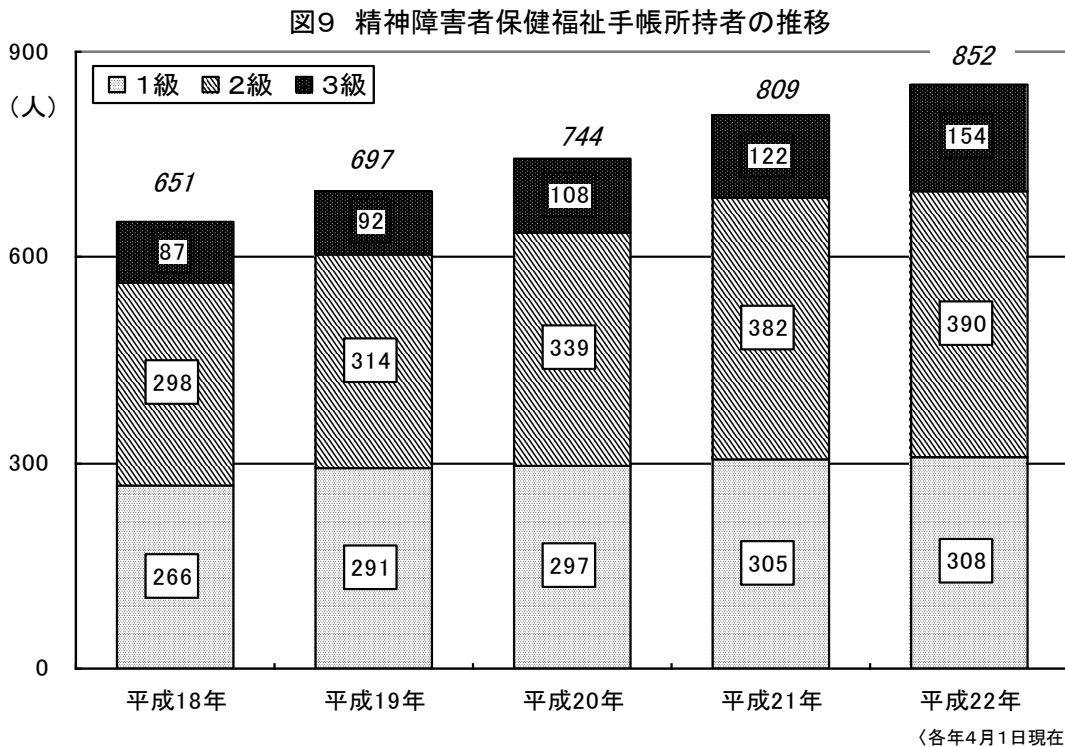


4

精神障害者の状況

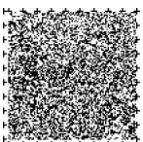
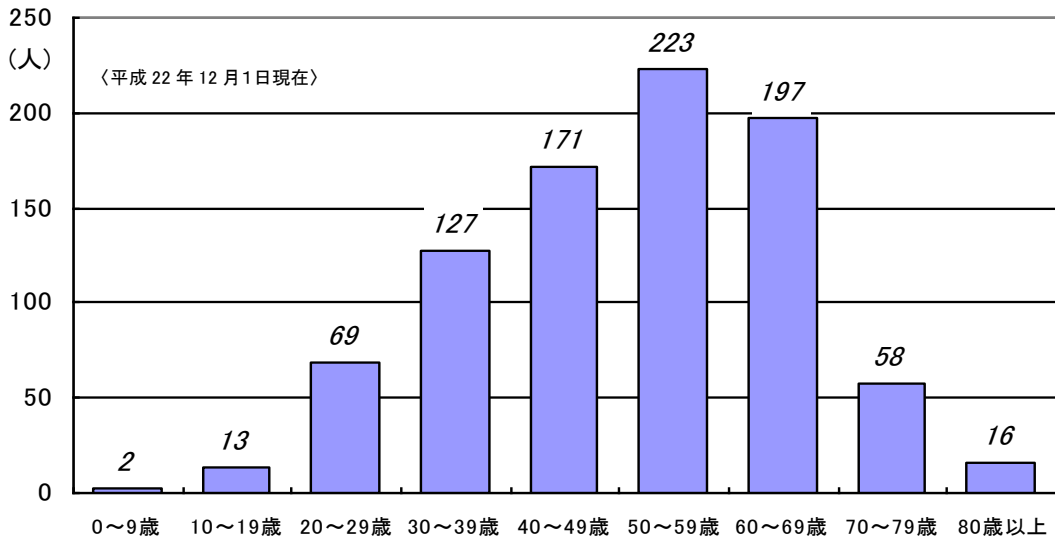
精神障害者保健福祉手帳^{※15}所持者数は年々増加しており、平成22年4月1日現在では852人と、平成18年の約1.3倍になっています。

障害の等級別に見ると、2級が最も多く、平成22年では全体の45.8%を占めています。



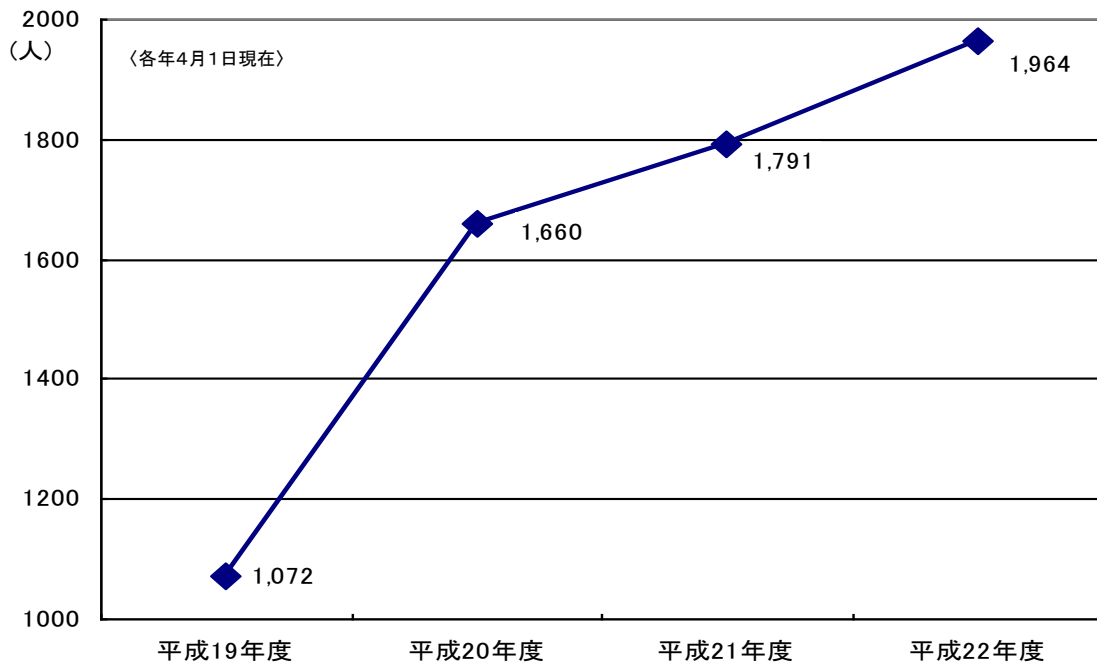
年齢別の内訳では、50歳台が全体の25.5%を占めており、20歳未満は1.7%、70歳以上では8.4%となっています。

図10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

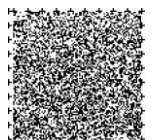
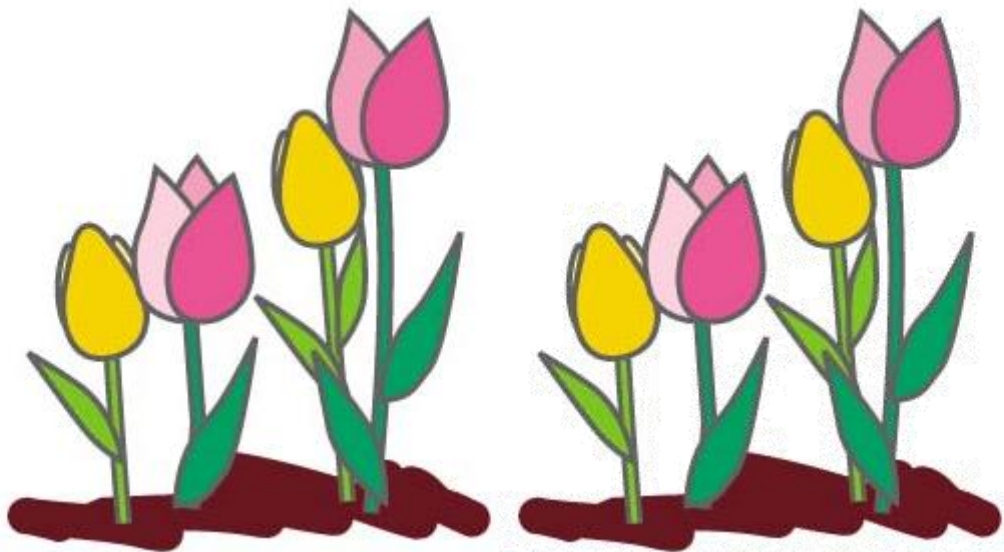


自立支援医療^{※16}(精神通院)受給者数は、平成22年度において1,964人と、年々増加しており、平成19年の1.8倍に増えています。

図11 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



※精神通院医療費公費負担は、平成18年4月に障害者自立支援法に基づく、自立支援医療制度に移行しました。



第3章 計画策定の基本課題

計画策定のための基本課題を、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」・「障害者関係団体との意見交換会」の結果などから、下記のとおり3点に集約します。

基本課題1 障害の特性を踏まえた教育や生活支援の充実

障害者が乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じて、身近な地域で安心して暮らしを営むためには、教育や保健・医療・福祉の各分野における施策を充実するとともに、関係機関が連携をとり、今後、次のような点を考慮して、生活支援体制を確立していく必要があります。

教育・療育の分野では

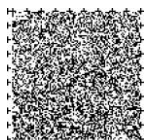
- 早期療育^{※17}、相談支援体制の充実が求められています。
- 教職員への障害特性の知識習得や理解促進が求められています。
- 通級指導教室^{※18}の充実など、個々の障害の特性に応じた教育が求められています。

保健・医療の分野では

- 早期発見や早期対応に係る医療・保健・教育の連携体制の充実が求められています。
- 機能訓練^{※19}の充実が求められています。
- 医療機関の障害への理解が求められています。
- 障害や病気に関する相談支援体制の整備が求められています。

福祉・生活支援の分野では

- 障害に応じたきめ細かな相談支援体制の充実が求められています。
- 短期入所^{※20}や外出支援など、必要な時に十分支援が受けられる環境づくりが求められています。
- 障害の特性や年齢に対応したきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 地域での居住の場の確保が求められています。
- 介護者等への精神面を含めたレスパイト^{※21}などの支援の充実が求められています。
- 障害者を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。
- 親亡き後の生活支援の体制づくりが求められています。



基本課題2 自立に向けた就労と社会参加の支援

障害者一人ひとりが、自己選択と自己決定の下に、地域で自立した暮らしを送るためには、就労や社会参加を支援していく必要があります。

特に、就労については生活の質の向上にもつながるものであり、継続的な啓発活動はもとより、企業など受け入れ側の理解がなければ雇用に結びつかないため、そのネットワークづくりが重要です。

雇用・就労支援の分野では

- 事業主や職場における障害者雇用への理解が求められています。
- 障害者のための専門的な就労相談など、障害に応じた就労支援体制の充実が求められています。
- 事業主も含めた就労支援に係るネットワークづくりが求められています。
- 行政も含めた障害者雇用の推進が求められています。

社会参加活動の分野では

- スポーツや文化活動に関する情報提供の充実が求められています。
- 障害者の社会参加の機会充実が求められています。
- 行事・イベントなどでは受け入れ側の障害者への理解が求められています。

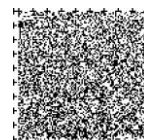
基本課題3 障害者への理解促進と生活環境の整備

障害者の自立した生活や社会参加を実現するためには、市民一人ひとりが障害について理解するとともに、情報や公共施設など建築物のバリアフリー化を進め、障害者が安心・安全で生活しやすいまちづくりを進める必要があります。

また、障害者の多様な支援ニーズ^{※22}に対応するため、ボランティア活動を支援しながら、市民と行政が一体となった取り組みを進める必要があります。

障害者理解の分野では

- 地域や学校など、多様な機会を通じた障害者への理解促進が求められています。
- スポーツや文化活動などを通じた地域交流が求められています。
- 計画的なボランティアの育成やボランティア活動への参加促進が求められています。
- 障害関係団体と行政、福祉関係者との情報共有が求められています。
- 障害種別に応じた情報提供手段の充実が求められています。



生活環境の分野では

- 障害者に配慮した建築物や歩道などの整備が求められています。
- 交通機関や交通安全対策の充実が求められています。
- [障害者用トイレ](#)^{※23}の設置など、公共施設内における障害者への配慮が求められています。
- まちづくり計画の策定時において、障害者の参画(意見聴取など)が求められています。

防災・防犯の分野では

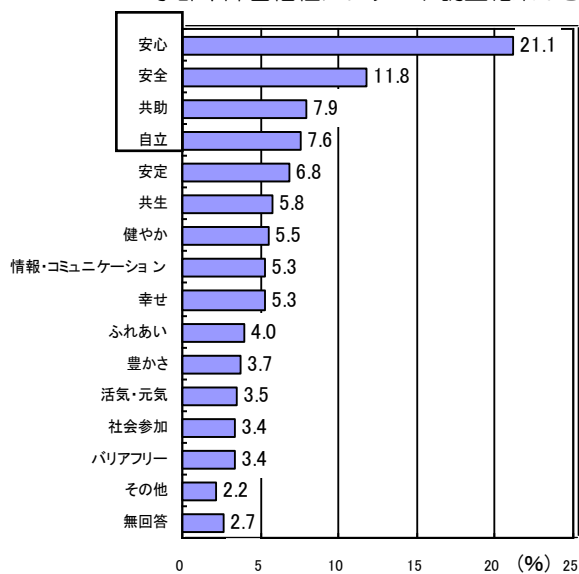
- 災害・緊急時における避難体制・支援体制の整備充実が求められています。
- 災害・緊急時における情報提供体制の充実が求められています。
- [緊急通報システム](#)^{※24}や火災警報器設置など、安全対策への取組強化が求められています。



障害者にとって住み良いまちづくりとは...

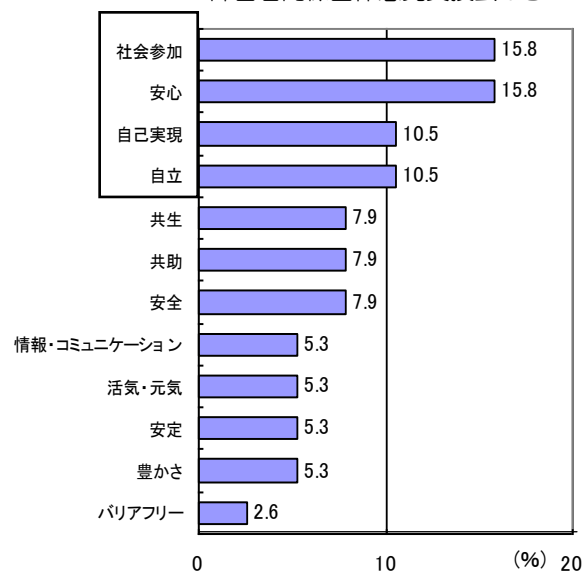
障害福祉アンケート及び障害者関係団体との意見交換会において、「障害者にとって住み良いまちづくりを進めていく上での考え方(キーワード)」を尋ねたところ、障害福祉アンケート(障害当事者)からは、「安心」、「安全」、「共助」、「自立」という順に回答が多く、障害者関係団体からは、「社会参加」、「安心」、「自己実現」、「自立」という順に回答が多い結果となりました。

■宇部市障害福祉アンケート調査結果から

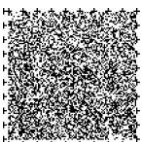


〈平成 22 年 8 月〉

■障害者関係団体意見交換会から



〈平成 22 年 10 月〉



第4章 計画の基本理念と施策の体系

1

計画の基本理念(目指すまちの姿)

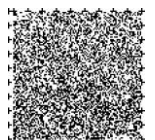
本市の総合計画(目標年次：平成33年度(2021年度))では、求める都市像として「みんなで築く 活力と交流による元気都市」を掲げ、「[共存同栄・協同一致](#)^{※25}」と「人間が尊重される都市づくり」を基本理念に据えたまちづくりを進めています。

一方、障害者施策の基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方は、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、ともにいきいきと暮らすことを目指しており、本市のまちづくりの基本理念を具現化していくことと相通じるものです。

このため、これまでの計画において理念の基本としていた「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方については、今後においても受け継いでいくこととします。

この計画では、上記理念とともに、障害者基本法の理念、国・県の障害者基本計画、宇部市総合計画等の上位計画及び近年の障害者福祉をめぐる動向、そして「障害福祉アンケート調査」や「障害者関係団体との意見交換会」から得られた結果などを踏まえ、基本理念(目指すまちの姿)を下記のとおり定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、
互いの個性を認め合い、互いに支え合って、
地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして**



計画の基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定し、諸施策を体系化します。

基本目標1:ともに学び・育ち、自立して暮らす

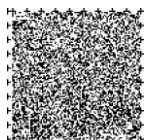
- 多様な障害に対応した一貫性のある教育や療育体制を充実します。
- 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療体制の充実とともに、保健・医療・福祉の連携のもと、健康相談や指導体制等の充実を図ります。
- 障害者が地域生活を送る上で、様々な課題に対応できる相談支援体制の充実をはじめ、日中活動の場や生活の場の十分な確保など、生涯にわたって安心して住み続けられる生活の実現を目指し、地域における自立生活を支援する障害福祉サービスを提供します。

基本目標2:ともに働き・楽しむ

- 就労意欲のある障害者が障害の特性に合わせながら、仕事に就き、いきいきと仕事を続けていけるよう、就労に関する総合的な支援を推進します。
- 障害者が生活を送る上での生きがいや生活の質の向上につながる余暇活動(スポーツ・文化活動等)や自主的活動の促進を図ります。

基本目標3:ともに安心して暮らす

- 市民への広報・啓発をはじめ、多様な交流やふれあいの場を活用し、障害についての理解促進を図るとともに、障害者を支えるボランティアや[NPO法人](#)^{※26}、障害者団体の活動の振興を図ります。
- 障害者が積極的に地域社会との関わりを持つことのできる機会を創出し、心のバリアフリー化や情報のバリアフリー化を推進します。
- 道路・公共交通機関・建築物などのバリアフリー化に取り組むとともに、地域ぐるみの防災体制の充実を図り、障害者にとって安心・安全なまちづくりを推進します。

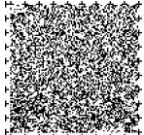
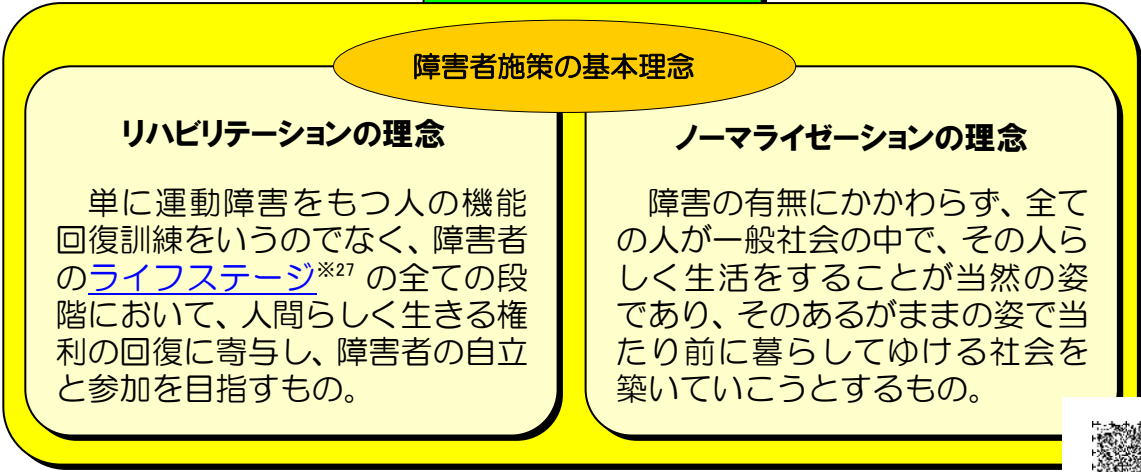
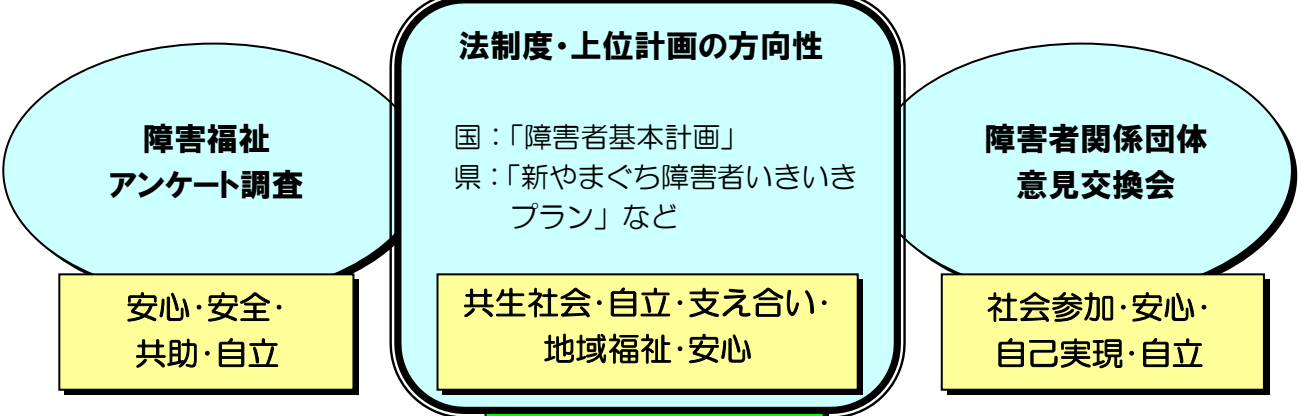
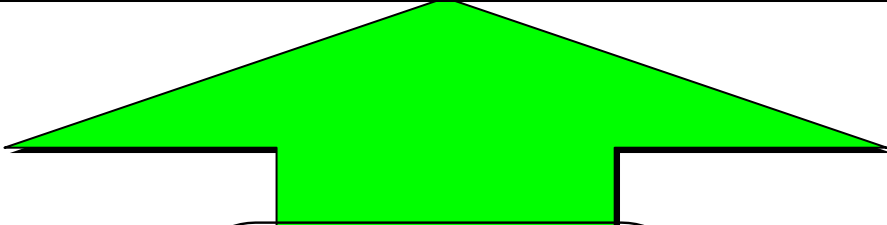


計画の基本理念と基本目標について

〈計画の基本理念(目指すまちの姿)〉
障害のあるなしにかかわらず、
互いの個性を認め合い、互いに支え合って、
地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして

基本目標

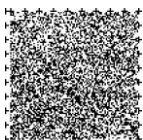
- ともに学び・育ち、自立して暮らす
- ともに働き・楽しむ
- ともに安心して暮らす



施策の体系

以下8つの施策分野を設定し、それぞれについて施策の方向を示します。

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
Ⅰ ともに学び・育ち、 自立して暮らす	1 教育・療育の充実	(1) 早期療育の充実 (2) 障害児教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
	2 保健・医療サービスの充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 障害者の健康相談・指導体制の充実
	3 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 地域支援システムの充実
Ⅱ ともに働き・楽しむ	1 一般就労・福祉的就労支援の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労 ^{※28} の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化活動などの促進
Ⅲ ともに安心して暮らす	1 理解と交流の促進	(1) 障害についての理解促進 (2) 交流の促進 (3) ボランティア活動の支援
	2 情報・コミュニケーション支援の充実	(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実 (2) 情報バリアフリー化の推進
	3 生活環境の整備	(1) 建築物などのバリアフリー化の推進 (2) 公共交通機関・道路環境の整備 (3) 住宅施策の充実 (4) 防災・防犯対策の推進
計画推進のために	計画の円滑な推進	計画推進体制の整備



用語解説

あ

アセスメント^(※59)

保健福祉サービスなどの利用計画を策定する際、サービス利用者の健康状態や家族の状況、希望等を聴取するなどして、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。事前評価や課題分析ともいう。

宇部市退院情報連絡システム^(※71)

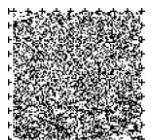
宇部市医師会、山口県宇部健康福祉センター及び宇部市の三者が実施主体となり、医療機関や関係機関の連携により、在宅介護を必要とする寝たきりの方や難病の患者などを支援する体制のこと。在宅ケアを必要とする寝たきりの方や難病患者などについて、本人や家族の同意のもとに、入院中の医療機関や施設から必要な情報の提供を受け、個々の患者が退院時から適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができるよう事前に準備することにより、安心して退院し、在宅生活が送れるようにするための仕組み。

NPO法人 (Non Profit Organization) ^(※26)

「特定非営利活動促進法 (NPO法)」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体 (Non Profit Organization) のこと。医療や福祉、環境保全、災害復旧、地域おこしなど、様々な分野で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する民間の非営利組織。

音声コード^(※90)

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル (二次元のデータコード) のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語 (漢字かな混じり) で約 800 文字のテキストデータを記録することができる。



か

学習障害 (LD=Learning Disabilities) ^(※11)

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

学童保育クラブ^(※44)

保護者が仕事などにより、昼間家庭にいない児童（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）に対し、家庭や小学校と連携を取りながら、小学校の授業終了後や休日に、ふれあいセンターや市民センター、小学校の余裕教室等を活用し、見守りなどを行う活動（施設）のこと。

学校教育活動支援ボランティア制度^(※89)

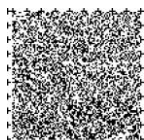
学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者や地域人材、団体・企業などがボランティアとして学校をサポートする制度のこと。支援の内容は、授業支援（学習の見守り、授業の準備・片付けなど）、授業外支援（クラブ活動、読み聞かせなど）、学校行事支援（運動会、文化祭など）、体験活動支援（農業、福祉など）、教育環境支援（生き物の世話、昔遊びの道具作成・補修など）が対象。

機能訓練^(※19)

身体の一部に麻痺や筋力低下などの機能障害がある人が、機能の維持向上や残存能力の活用を目的として行う訓練のこと。

共存同栄・協同一致^(※25)

大正10年（1921年）11月1日、宇部市が村から一躍市制を施行した日に読み上げられた誓文五則の中の言葉で、「皆が心を一つにし、共に栄えていこう。」という意味。



共同受注^(※81)

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。(これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。)

緊急通報システム^(※24)

ひとり暮らし等の在宅重度障害者に対し、急病や災害時などの緊急時に、装置のボタンを押すだけで24時間体制の緊急通報センター(消防本部)に通報するシステムのこと。

苦情解決体制^(※108)

事業者が提供した障害福祉サービスに対して、サービス利用者やその家族から苦情が出された場合に適切に対応する仕組みのこと。事業者に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設けることや、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置することがある。

グループホーム(共同生活援助)^(※63)

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

ケアホーム(共同生活介護)^(※64)

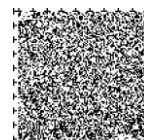
障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの援助を提供するサービスのこと。

ケアマネジメント^(※50)

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。

権利擁護(地域福祉権利擁護事業)^(※51)

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。



工賃^(※82)

授産施設や福祉工場、作業所等の障害福祉サービス事業所などにおいて、事業者が障害者（利用者）に支払う賃金のこと。工賃（賃金）には、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が障害者（利用者）に支払ったものを指す。

ご近所福祉活動推進事業^(※72)

子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点を整備及び活動を支援する事業のこと。

子育て支援センター^(※34)

乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談・情報提供など、子育て支援を行う拠点施設のこと。

個別の教育支援計画^(※37)

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働などの関係機関が連携して教育的支援を行なうために作成する計画のこと。

コミュニケーションボード^(※91)

聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとる際に使用する携帯筆談器。また、知的障害児（者）や自閉症児（者）など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、指差しで意思を伝える際に使用するイラストなどをいう。

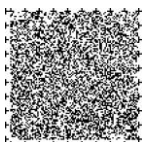
さ

災害時要援護者避難支援制度^(※104)

ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に避難勧告等の災害情報の入手が困難な人や自力で避難できない人、避難に時間を要する人で家族等の支援が望めない人を対象として、あらかじめ登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域単位の共助による避難支援の制度のこと。

支援費制度^(※8)

障害者が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択のための相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいて、サービスを利用する制度のこと。



自主防災組織^(※92)

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にに基づき、災害発生時の地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、主に自治会や町内会単位で結成される組織のこと。

平常時は、周囲の危険箇所やいざというときの避難ルート等の点検や確認を行い、災害時は地域の人々でお互いに助け合い、救助活動や災害弱者への支援などを行う。

就学相談^(※33)

心身に障害があると思われる子どもや気になる行動等が見られる子どもの就学にあたり、どのような教育の場がふさわしいのかなどの悩みに対して、相談に応じること。保護者の希望により、就学予定・検討先の学校や学級の見学・体験入級、必要に応じて子どもの行動観察や発達検査などを重ねながら、もっとも望ましい就学が実現するよう配慮が求められる。

重度身体障害者自立生活支援付住宅^(※100)

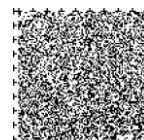
入居している重度身体障害者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する市営住宅内の車いす専用施設付き住宅のこと。支援の内容は、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応など。

障害児支援情報共有システム^(※46)

一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児期や学齢期、青年期など、発達ステージが変わっても、保育・教育・保健・医療・福祉などの各関係機関の情報を支援者間で共有するシステムのこと。

障害児等療育支援事業者^(※32)

主に在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）などの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導を行う事業者のこと。



障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）（※10）

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や職業リハビリテーションの措置などを通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律のこと。

障害者雇用率（※77）

全労働者数における障害者の労働者数の割合のこと。
民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する障害者を雇用することが求められている。

障害者就業・生活支援センター（※58）

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

障害者相談員（※53）

障害者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

障害者相談支援事業者（指定相談支援事業者）（※52）

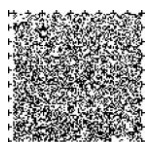
地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者又は障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者自立支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業者という。

障害者自立支援法（※4）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 18 年に施行された法律のこと。

障害者就労ワークステーション（※78）

働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成 22 年 5 月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。



障害者就労支援ネットワーク会議^(※83)

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年4月に設置）

障害者職業センター^(※85)

地域に密着して職業リハビリテーションサービスを提供する施設のこと。障害者職業カウンセラーやジョブコーチ等による障害者の就労訓練、職場定着支援、職業能力評価、事業主への助言や、ジョブコーチの養成・研修などを行う。

障害者バス優待乗車証^(※68)

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、本市在住の障害者など（等級制限あり）に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

障害者用トイレ^(※23)

車いす利用者や障害者の介助者も一緒に入れるなど、障害のある方の利用に配慮されたトイレのこと。

障がい等地域支援ブロック会議^(※69)

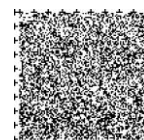
保健・医療・福祉・教育・就労関係者で構成され、事例検討や情報交換などを行う連絡会議のこと。

小規模多機能型居宅介護事業所^(※62)

介護保険制度の地域密着型サービスのひとつで、小規模多機能型居宅介護事業（「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となったもの）を行う事業所のこと。

職業リハビリテーションネットワーク^(※84)

職業に就くことや就労を維持することが困難な障害者に、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく「職業リハビリテーション」の取り組みを、様々な関係機関のネットワークにより、連携して進めていく仕組みのこと。



自立支援医療^(※16)

障害者に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために提供される必要な医療のこと、①身体障害者に対して行われる更生医療、②身体障害児（18歳未満）に対して行われる育成医療、③精神障害者に対して行われる精神通院医療がある。

シルバーリフォーム^(※99)

高齢者が安心して暮らせるために行う、高齢者対応設備、手すりなどの設置、段差解消などの高齢者向けの住戸改善のこと。

新サービス体系^(※60)

障害者自立支援法の施行により、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分かれていた事業体系が、障害種別を問わず、日中活動系サービスと居住支援系サービスに再編されたサービス体系のこと。

スクールカウンセラー^(※43)

学校において、生徒や保護者、教師等の相談にのる臨床心理士などの専門家のこと。

生活福祉資金^(※101)

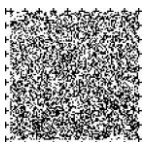
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を支援するため、社会福祉協議会が窓口となり必要な資金を貸し付ける制度のこと。

生活指導員^(※39)

特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導・支援を行うために、担任の補助として市が独自で配置する指導員のこと。

精神障害者就職サポーター^(※80)

精神障害者に対する雇用支援施策として、公共職業安定所に配置された精神障害の専門的知識を有する相談支援員のこと。精神障害者の求職者に対し、精神症状に配慮した専門的なカウンセリングなどの支援を行う。



精神障害者保健福祉手帳^(※15)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定された精神障害者に対する手帳制度のこと。一定の精神障害の状態にあり、長期間にわたり日常生活や社会活動が制限される人が、様々な支援施策を利用するために必要な手帳で、障害の程度により、1級から3級までの区分がある。

成年後見制度^(※55)

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つがある。

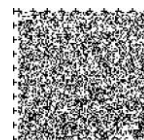
総合支援学校^(※38)

障害の比較的重い児童生徒を対象に、より専門的な教育を行う学校のこと。小・中学校の義務教育に対応して、小・中学部を原則として設置することになっている。また、幼稚部と高等部を設置することもできる。

山口県では、校名を「総合支援学校」とし、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の原則5障害を対象としている。

総合療育システム^(※31)

乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障害をできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、保育等を行い、その子どもの発達を最大限促していくため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が相互に連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を進めていくための仕組みのこと。



相談・支援手帳^(※47)

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有化を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳（ファイル）のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。

措置制度^(※7)

障害者が障害福祉サービスを受ける要件を満たしているかを行政が判断し、サービスの開始及び廃止を行政権限としての措置により提供する制度のこと。

た

多機能トイレ^(※86)

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

短期入所^(※20)

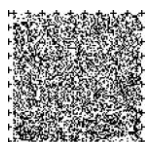
障害者に対して、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護を夜間も含めて提供するサービスのこと。

地域コーディネーター^(※48)

各地域における特別支援教育を推進するための地域のキーパーソンとして特別支援教育センターや小・中学校のサブセンター校に配置されている職員のこと。各関係機関とも連携しながら、発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒・担任・保護者への相談支援、特別支援教育に関する研修への協力などを行う。

地域自立支援協議会^(※70)

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織のこと。地域の実態や課題などの情報を共有して、具体的に協働するネットワークであり、学識経験者、障害当事者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健医療・教育・雇用関係機関などの代表者で構成。



注意欠陥多動性障害（AD/HD=attention deficit/hyperactivity disorder） （※12）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害又は行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。

超低床バス （※98）

床面を低く作り、乗降口の階段が無く、補助スロープ板の使用で車いすのまま乗降できるバスのこと。

通級指導教室 （※18）

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。

通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、弱視、難聴など。

デイサービス（児童デイサービス） （※35）

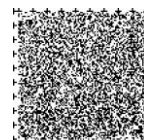
原則 18 歳未満の障害児を対象として、療育の観点から個別療育や集団療育を行う必要がある児童に対し提供するサービスのことで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。

出前講座 （※103）

市政情報出前講座のことで、市の職員が講師として出向き、担当業務や市の事業・計画について説明を行うもの。

特殊寝台 （※66）

分割された床板が可動することにより、起き上がりなどの動作を補助する寝台のこと。



特別支援教育^(※36)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

特別支援教育推進室^(※40)

発達障害を含め障害のあるすべての児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進する部署のこと。宇部市では、平成 22 年度に教育委員会に設置。

特別支援教育センター^(※42)

県内 7 地域の拠点となる総合支援学校に設置し、地域の小・中学校などをはじめ、幼児児童生徒や保護者へ専門的な相談支援を行う機関のこと。

な

内部障害^(※13)

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の 7 つの障害の総称のこと。

ニーズ^(※22)

福祉保健サービスなどの必要性を量質ともに示す概念のこと。障害者及びその家族が生活の中で困っていること、望んでいること、と捉えることができる。

日常生活用具^(※61)

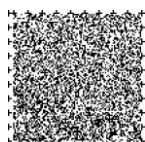
入浴補助用具、活字文書読上装置、FAX など、障害者の日常生活がより円滑に行われるために給付する用具のこと。

日中一時支援事業所^(※45)

障害者（児）の家族の就労支援や一時的な休息のため、障害者などの日中における活動の場を提供する事業所のこと。

ノーマライゼーション^(※2)

障害の有無に関わらず、全ての人が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、そのあるがままの姿で当たり前前に暮らしてゆける社会を築いていこうとする考え方のこと。



は

発達クリニック^(※30)

心身の発達又は発育、運動機能の発達、言葉やしつけなどに心配のある乳幼児を対象とした専門相談のこと。小児科医師や保健師などのスタッフが、子どもの発育・発達を促すための方法、接し方、適切な関係機関の紹介を行う。

発達障害^(※6)

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものであり、心理的発達障害並びに行動情緒の障害などのこと。具体的には、自閉症、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、その他の広汎性発達障害などが含まれる。

発達障害者支援センター^(※57)

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、障害者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、専門的支援のためのバックアップを行う機関のこと。

発達障害者支援法^(※3)

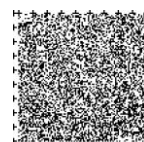
自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、学習障害(LD)などを法律上も障害と認定し、発現後できるだけ早期に必要な支援を行うことを目的として、平成17年に施行された法律のこと。

バリアフリー^(※9)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、現在では、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

バリアフリー化推進連絡協議会^(※95)

本市のバリアフリー化の推進を図るため、現状・ニーズなどの把握、普及啓発に関する事項などを協議する庁内の関係部署で構成される組織のこと。



バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） ^(※5)

高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などが気軽に移動できるよう階段や段差を解消し、施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的として、平成 18 年に施行された法律のこと。

バリアフリー対応型信号機 ^(※96)

音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタンなどの操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機のこと。

ピアカウンセリング ^(※56)

ピア（peer）は、「仲間」「同僚」を意味し、障害者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上などに関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験をふまえた相談援助活動のこと。

福祉医療費助成制度 ^(※49)

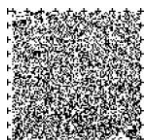
重度の心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児のいる家庭の経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるよう、医療保険が適用される医療費の自己負担分を助成する制度のこと。（山口県と共同で実施）

福祉教育 ^(※88)

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するために、行政機関や民間団体などによって行なわれる福祉に関する啓発・体験活動や学校における教育活動のこと。

福祉タクシー券 ^(※67)

重度の身体障害者及び知的障害者（等級制限あり）の外出を支援するために交付されるタクシー料金の助成券のこと。



福祉的就労^(※28)

一般就労が困難な障害者が、授産施設や福祉工場、作業所などの障害福祉サービス事業所で支援を受けながら訓練を兼ねて働くこと。障害者の就労の形態には一般就労と福祉的就労の2種類がある。(一般就労とは、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを言う。)

福祉のまちづくり^(※94)

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者や障害者などが自由に行動し、平等に参加できる社会を築いていくこと。

福祉の輪づくり運動^(※73)

「困ったときお互いに助け合える組織づくり」を合言葉に、住民参加による福祉のネットワークを整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進めていくもの。

福祉避難所^(※106)

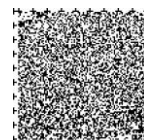
寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

ふれあいいきいきサロン^(※74)

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者だけでなく、地域の障害者や子育て中の母親など、閉じこもりがちな人たちが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送ることを目的として、地域住民とボランティアと一緒に仲間づくりや交流の場づくりを進め、孤独感の解消や閉じこもり防止など、介護予防の推進を図る活動のこと。

ふれあい教育センター^(※41)

地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育などについて、広域的・専門的な相談支援を行う機関で、やまぐち総合教育支援センター内に設置されている。



FAXによる119番通報^(※105)

耳や言葉が不自由な障害者が、住所・氏名・FAX番号・火事か救急かの状態を記入し、119とダイヤルするだけで通報できる仕組みのこと。

防災メール^(※102)

気象や地震などの防災情報、市からのお知らせなど、防災の重要な情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスのこと。

法定雇用率^(※76)

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

防犯ボランティア団体^(※107)

防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、防犯指導・診断、子どもの保護・誘導、危険箇所の点検などの自主防犯活動を行う団体のこと。

補装具費支給制度^(※65)

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入又は修理に要する費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給する制度のこと。

ま

見守り訪問活動^(※75)

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、地域住民などが主体となって、安否確認や話し相手、相談などを行う支援活動のこと。

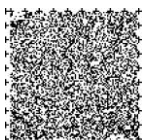
民生委員・児童委員^(※54)

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などさまざまな相談や調査、援助活動をしている者のこと。

や

山口県福祉のまちづくり条例^(※93)

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。



やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度^(※97)

公共施設や病院、店舗等に設置されている障害者用駐車場の適正利用を図るため、障害や高齢などにより歩行や車への乗降が困難な人に、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度のこと。(平成22年8月1日から運用開始)

ユニバーサルデザイン^(※87)

高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計(デザイン)のこと。

ら

ライフステージ^(※27)

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期、就労、結婚、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す。

理学療法士^(※29)

医師の指示のもとに、身体に障害のある人の基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動と、マッサージなどの物理的手段を組み合わせる治療を行なう国家資格を持つ人のこと。PT(Physical Therapist)ともいう。

リハビリテーション^(※1)

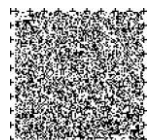
単に運動障害を持つ人の機能回復訓練をいうのではなく、障害者のライフステージの全ての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、障害者の自立と参加を目指すという考え方のこと。

療育^(※17)

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

療育手帳^(※14)

知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付する手帳のこと。



臨床心理士^(※79)

心の悩みや問題の軽減などのために、臨床的な心理学の技法を用いて心理療法を行う心理学の専門家のこと。

レスパイト^(※21)

「休息・一時的な開放」という意味で、障害児を一時的に預かって、家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助サービスのこと。

